

くぬぎ山地区の自然再生について

くぬぎ山地区は、江戸時代の新田開発によってつくられたクヌギ、コナラなどの二次林によって構成された、地域の生活と一体となったまとまりのある平地林が残っている地域である。

かつては、燃料等としての木材利用など、農用林としての物質循環が存在し、地域住民により維持保全がなされてきたが、近年産業廃棄物処理施設の立地や廃棄物の不法投棄など環境保全上の問題が取り上げられており、これらによる雑木林の消失・荒廃が進んでいるなど、自然環境の保全・再生を図る必要が生じている。

平成16年11月、自然再生推進法に基づく「くぬぎ山地区自然再生協議会」を設立。平成17年3月には、「くぬぎ山地区自然再生全体構想」を策定した。今後は、実施計画の作成に向けて協議を行う。

第1回自然再生協議会（平成16年11月6日）

- ・ 専門家、市民、関係団体、地方公共団体（埼玉県、所沢市、狭山市、川越市、三芳町）、関係行政機関（国土交通省、農林水産省、環境省）からなる協議会の設立
- ・ 「再生・保全小委員会」及び「管理・活用小委員会」の設置

第2回自然再生協議会（平成17年1月22日）

- ・ 「再生・保全小委員会」及び「管理・活用小委員会」からの報告

第3回自然再生協議会（平成17年3月12日）

- ・ 「くぬぎ山地区自然再生全体構想」の策定



空撮写真



樹林地内の様子

やわた 八幡湿原自然再生協議会の自然再生について

西中国山地国定公園内の八幡湿原は、広島県の北西部に位置する1000m級の山に囲まれた標高800mの盆地に位置する。

八幡湿原内は、湿原が点々と存在し、日本の湿原分布のほぼ南限にあたる学術的にも大変価値の高い湿原。ヌマガヤ - マアザミ群集に代表される中間湿原で、自生のものとしては貴重なカキツバタが存在する。

戦後の牧場化のための排水施設や道路建設が原因と思われる湿原の乾燥化が進んでいる。

平成15年度から環境省の補助を受けて、自然生態系の保全・再生のための計画策定のための調査を実施。

平成15年1月に「自然再生推進法」が施行されたことを受け、平成16年11月に自然再生推進法に基づく「八幡湿原自然再生協議会」を設立。

現在、「全体構想」の策定に向けた検討を行っているところ。

第1回自然再生協議会（平成16年11月7日）

- ・ 環境省、広島県、NPO、地元市町村等が参画して協議会を設立。
- ・ 構成員は、計26名・団体

第2回自然再生協議会（平成17年2月13日）

- ・ 八幡湿原自然再生の全体構想（案）の討議。

八幡湿原自然再生



湿原現況

